

## 「新保守主義」について (2)・(3)

山 本 晴 義



やまもと・はるよし 1925年大阪市に生まれる。専門・社会思想史研究。大阪哲学学校校長などとして市民の哲学実践にも積極的にコミット。主著に『プラグマティズム』（青木書店，1957年），『増補版・社会倫理思想史』（新泉社，1972年），『現代思想の稜線』（勁草書房，1994年），『対話・現代アメリカの社会思想』（ミネルヴァ書房，2003年）など。1986年から1992年まで本学学長。

論文「新保守主義について」は、現在の新自由主義的グローバリゼーションを思想的基礎からとらえて批判しようとしたものである。紙数の関係でハイエクを扱った(2)と(3)のみを再録した。本論集第200号，1991年3月および第42巻第5号（通巻第205号），1992年3月に発表された。

## 「新保守主義」について (2)・(3)

山本晴義

### まえがき

(1) 先日、イギリスのサッチャー首相が辞任を表明したことは、レーガンや中曽根とならんで、1980年代を代表する「新保守主義」<sup>1)</sup>の潮流の終焉をつけるものとして象徴的であった。1970年代の前半ごろまで先進資本主義諸国の経済政策はケインズ主義に立っていた。つまり市場原理を尊重しつつ、その欠陥をも認めて、国家の市場への介入は不可欠であるとする通念、言いかえれば「福祉国家政策」に支えられていた。だが60年代の高度経済成長、重化学工業の発展は、70年代の石油ショック、恐慌に直面して破たんする。

80年代に入ってサッチャー、レーガン、中曽根政権は「新保守主義」のスローガン「自由、個人主義、市場万能論」を掲げて右転換し、ME化による産業・企業の再編・構築（「高度情報化社会」化）を強行する。その特徴は「自立・自助」の名のもとに福祉の削減、民営化、企業の減税、規制緩和、資本の競争力強化、市場システムであり、そして「大英帝国の栄光」、「強いアメリカ」、「戦後政治の総決算」というナショナリズムの高揚であった。その理論的基盤は反ケインズ主義のフリードリヒ・ハイエクであり、ミルトン・フリードマンである。

だがこの「新保守主義」は10年たったいま破産している。1985年世界最大の債務国に転落し、「ボックス・アメリカーナ」がくずれたアメリカでは「レーガノミックスの崩壊」が決定的であるし、わが国でも日米経済・貿易摩擦、株価大暴落、地価暴騰等々、市場万能主義の矛盾が噴出している。そして1992年のEC市場統合をめざしている西ヨーロッパが、90年の東欧革命と東西ドイツの統一を契機として、40年以上続いた冷戦体制からの根本的転換、グローバルな視点に立った「欧州新秩序」を模索している現在、この構想に最後まで反対してきたサッチャーが去ったのである。

(2) ところで、「新保守主義」に対する問題は、たんに日本やアメリカやヨーロッパの先進資本主義諸国だけの問題ではないのである。実はそれは1989年から90年代にかけての東欧革命の問題であり、またソ連のペレストロイカにも通ずる問題なのである。この点、

---

1) 「新保守主義」は、また「新自由主義」ともいわれる。しかしハイエクは「アメリカでは、いまやリベラリズム（自由主義）というと、社会主義を意味することがしばしばある」ので適当ではないといっている（ハイエク、西山千明編『新自由主義とは何か』1977年、東京新聞出版局、24ページ）。なおこの点については佐々木毅『現代アメリカの保守主義』1984年、岩波書店、24～34ページを参照されたい。

伊藤誠氏が東欧四カ国、ポーランド、東ドイツ、チェコスロヴァキア、ハンガリーを訪れ、おもに経済学者と会って討論した報告『みてきた東ヨーロッパ―ポスト東欧革命の岐路<sup>2)</sup>』は興味がある。伊藤氏によれば、東欧の民衆が求めた政治的民主化と自由化については、もちろん十分に納得できることであるが、疑問を持たざるを得ないのは、「フォーラム」が政権をとって一連の選挙が終った現段階では「思想面で支配的潮流がはっきり新自由主義（新保守主義）になっていることは明らかで、理論家でいえばハイエク、フリードマンである」ということである。

氏はその理由を「東欧の旧体制が事実上の共産党の一党独裁で抑圧的体制であったことを考えたときに、計画・指令経済は共産党の上からの支配とぴったり同じものと受けとられていた。フォーラムなり『連帯』運動の推進の初期には、ゴルバチョフの現在のスタンスと通底して、経済面からは『社会主義』の経済的改革、計画と市場のコンビネーションの再検討という方向をもっていたと思うが、政治改革が一応の結論を出したあとは共産党の勢力が弱まり、それにともなって、旧体制のもとで行われていた計画経済はすべて不自由なもの、非民主的なものであると考えられるようになってしまった。……結果的には現在では市場経済万能で、すべての経済問題は市場経済の作用に全面的にゆだねるべきであるとする新自由主義（新保守主義）の立場へ跳んでしまった」のだと言っているのは、そのとおりだと思う。氏は、しかしさきに述べたように、現在先進資本主義諸国において「新保守主義」の自己否定が、すでに明らかになっているとき、おそらくここ2～3年もたたないうちに、東欧の革命を推進した人びとの中から反省する転機が来るにちがいないと報告を結んでいる。

私がこの小論でハイエクを中心に「新保守主義」の思想について検討する根拠はそのゆえである。

一

(1) フリードリヒ・フォン・ハイエクは1899年5月8日、ウィーンの貴族で、学者の家系の中で生まれた。例の言語分析哲学のルートヴィヒ・ヴィトゲンシュタイン（1889—1951）も彼の従兄にあたる<sup>3)</sup>。ウィーン大学卒業後、「オーストリア学派」の直系、ルートヴィヒ・フォン・ミーゼス（1881—1973）の徹底的な社会主義批判に共鳴して彼の弟子になる。31年、ロンドン大学LSE（London School of Economics and Political Science）のライオネル・ロビンズ（1891— ）の招きで、50年までロンドン大学の教授となり、イギリス経済学界でジョン・メイナード・ケインズ（1883—1946）を中心とするケンブリッジ大学に対抗して、反福祉、反社会主義、反ケインズ主義の論陣を張る「ロビンズ・サークル」の尖鋭な理論家になった。

この論争は、周知のようにケインズ派の有利のうちに進み、そしてわれわれは第二次大

2) 伊藤誠「みてきた東ヨーロッパ」(『フォーラム90s』9月号、フォーラム90s'発行所収)。

3) F. A. Hayek, "Remembering My cousin, Ludwig Willtgenstein," 1977.

戦後、ケインズの時代を迎えるのである。1940年代初めごろ<sup>4)</sup> からハイエクは経済理論ブローパーの領域から社会哲学の領域へと体系化をこころみている。44年の、あの有名な著書『隷従への道』<sup>5)</sup> ではファシズムも社会主義も社会民主主義も、そして福祉国家も、生活を保障したり、経済を計画化したりすることは、全体主義国家あるいは全体主義国家をたどる道であり、自由の否定、人間の隷属化への道であると断定してセンセーションをまきおこした。

戦後、47年には彼の思想を支持する世界の「同憂の士」とともに、いわゆる「モンペラン・ソサイエティ The Mont Pèlerin Society」を結成、70年代後年には会員数は、はやくも2000人に達し、日本からもすでに60年代末には木内信胤、西山千明氏ら20人近くの人びとが加入していた。木内氏は81年の「臨調」の第一専門部会長であり、わが国の「臨調行革」路線の最初の提唱者である。1950年、ハイエクはアメリカのシカゴ大学に移り、ここにいたミルトン・フリードマン（1912— ）とともに「新保守主義」の経済学（「シカゴ学派」）を展開する。しかしシカゴ大学での彼の第一の関心は自由の問題であり、60年、著書『自由の条件』<sup>6)</sup> を出す。62年にはドイツのフライブルグ大学に迎えられ、そこで出版した論文集『哲学・政治学・経済研究』<sup>7)</sup>（1967年）は、年来の友カール・ポパー（1902— ）に捧げられている。その後67年、ハイエクは母国オーストリアのザルツブルク大学の教授となり、74年にはノーベル経済学賞を受賞したが、このドイツ・オーストリア時代における体系化への努力は、さらに1973年から79年にかけての三部作『法と立法と自由』<sup>8)</sup> として発表している<sup>9)</sup>。

(2) ハイエクは『自由の条件』のはじめに、「自由の二つの伝統」について書き、まず「自由は自然の状態ではなく、文明の構築物であるけれども、それは設計から生まれたのではなかった」と規定したのち、「自由の理論のこの発展は18世紀に起った。それはイギリスとフランスの二カ国ではじまった。前者は自由を知っていたが、後者は知らなかった」と断定する。彼はまた「一方は経験的で非体系的、他方は思弁的で、合理主義的」、あるいは「一方は自発性と強制の無いことに自由の本質を見だし、他方はある絶対的な集合的目的の追求と達成においてのみ自由が実現されると信じている」<sup>10)</sup> と規定する。

ハイエクはこのような図式に立って、「イギリス的伝統」としてデヴィッド・ヒューム（1711—76）、アダム・スミス（1723—90）、アダム・ファーガソン（1723—1818）とをあ

4) このころの諸論文は後、発刊時の論文を含めて F. A. Hayek, *The Counter-Revolution of Science: Studies on the abuse of reason*, 1952. として刊行されている。

5) F. A. Hayek, *The Road to Serfdom*, 1944.

6) F. A. Hayek, *The Constitution of Liberty*, 1960.

7) F. A. Hayek, *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, 1967.

8) F. A. Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, 1973-1979.

9) ハイエクの経歴については F. Machlup, *Essays on Hayek*, 1976. やハイエク、西山千明編『新自由主義とは何か』前掲参照。

10) Hayek, *The Constitution of Liberty*. (気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件 I—自由の価値』春秋社、『ハイエク全集』第5巻、81~4ページ)。

げ、ジョサイア・タッカー（1712—99）やエドマンド・パーク（1729—97）らの「慣習法の法理」に根拠をおく系譜をあげ、またフランス人の中でもモンテスキュー（1689—1755）やアレクシス・ド・トクヴィル（1805—59）はこの伝統に属するという。

他方「フランス的伝統」と彼が言うのは、デカルト（1596—1650）的合理主義にもとづくフランス啓蒙主義の伝統であり、百科全書派とルソー（1712—78）、重農主義者とコンドルセ（1743—94）らであり、イギリス人でもイギリス的合理主義の提唱者トーマス・ホッブス（1588—1679）やウイリアム・ゴドウィン（1756—1836）やトーマス・ペイン（1737—1809）らフランス革命の熱狂者たちである<sup>11)</sup>。

のちに検討するように、このようなハイエクの図式的な分類は現代イギリスの「ポスト・マルクス主義」者、トム・B・ボットモア（1920— ）がいうように「彼の議論はきわめて消極的な性格のものであって、西欧資本主義社会におけるあらゆる多様な生活環境における実際の自由の程度を精査しているわけではなく、ソヴィエト型の社会における自由の欠如にたいして抽象的に考えられた自由を対比しているのである。こうした立論は、『隷従への道』（1944年）から『法と立法と自由』（1979年）に至るまでのハイエクの全著作を貫いている<sup>12)</sup>」のである。まず自由の問題からみてみよう。

## 二

ハイエクにとって自由とは「他人の恣意的な意志による強制に服していない状態<sup>13)</sup>」であり、「消極的 negative<sup>14)</sup>」な概念である。彼によれば特定の個人、特定の国家権力の恣意的乱用を否定して、個人的自由の拡大を要求する社会思想が現われたのは、近代における社会構造の変化によってである。彼はこの近代社会の構造変化を分業だとするのであるが、この分業を一般的にいう労働あるいは仕事の分割としてではなく、「知識の分割<sup>15)</sup> division of knowleg」として把える。つまり分業と専門化が発達した近代社会、「大規模社会 Great Society」では「知識の広範な分散化<sup>16)</sup>」が行われるというのである。そこでは、すべての人は、社会全体からすればわずかの知識しか所有していないので、各人はその断片的な知識を各人の目的のために使用することによって社会生活に参加するという。

だがハイエクはデカルトをはじめヴォルテール（1694—1778）、ルソー、ヘーゲル（1770—1831）、マルクス、それにケインズらは、このような知識の限界を理解せず、人間の理性、科学の力を過大に評価し、社会が人間の理性によってあらかじめ作られた設計

11) なおこのように系譜についてはハイエク『市場・知識・自由』（田中真晴・田中秀夫編訳、ミネルヴァ書房）第1章、第4章、第5章、第8章等参照。

12) T. Bottomore, *Theories of Modern Capitalism*, 1985. (小澤光利訳『近代資本主義の諸理論』亜紀書房、99ページ)。

13) Hayek, *The Constitution of Liberty*. (前掲、『ハイエク全集』第5巻、22ページ)。

14) 同上、33ページ。

15) Hayek, *The Constitution of Liberty*. (気賀健三、古賀勝次郎訳『自由の条件Ⅱ自由と法』春秋社、『ハイエク全集』第6巻、37ページ)。この意味については後述。

16) Hayek, "The Use of Knowledge in Society", 1945. (前掲『市場・知識・自由』所収)。

にしたがって構築された「組織 organization」と考えるゆえに、そこではかならず「強制 coercion」をとめない「自由社会」を否定するといっているのである。彼によれば社会の秩序は「つくられた秩序 a made order」, ギリシア語の「タクシス taxis」ではなく, 無数の人びとの行為による「慣習 custom」の結果, 自生的に形成された「自生的秩序 a spontaneous order」, ギリシア語の「コスモス cosmos」<sup>17)</sup>である。それは知識の分散化が広く行きわたっている近代社会では形式的, 抽象的な秩序であり, 「法 Recht」(ギリシア語で「ノモス nomos」<sup>18)</sup>という)と「市場メカニズム」がそのもっとも重要な要因だという。

こうしてハイエクは, 「自生的秩序」「コスモス」は特定の目的によって設計されていない「抽象的規則」としての「ノモス」によってのみ支配されている社会であるゆえ, 各人はそれぞれみずからの判断にしたがって行為し, 「他人の恣意的な意志による強制に服していない」自由を享受すると主張する。また彼は市場を情報システムとしてとらえるのであるが, そこでは「科学的知識」によって管理されたり, 恣意的な強制力をもちいることなく, 個々人の自由な「競争の過程を通して」, 自生的に「カタラクシー catallaxy」<sup>19)</sup>(ハイエクは「自生的秩序」の経済的側面をこのように規定する)を形成するという。

このように見てくると, 私たちはハイエクの主張が, 前にみた<sup>20)</sup>山崎正和氏の「産業化社会」における計画通りに生産を進める一元的, 理性的な「硬質の個人主義」, 民主社会における一律的な福祉政策のような「誰でもよいひと」に対して, 「脱産業化社会」の目的の実現より, 実現の過程に関心を持つ「柔らかな個人主義」, 人びとが自分を「誰かであるひと」だと感じる「消費社会」の優位を説く論調との共通性を持っていることを見るであろう。

### 三

さてハイエクは自由を「他人の恣意的な意志による強制に服していない状態」だと規定し, 「消極的な概念」だとした。これはアイザイア・バーリン(1909— )が『自由論』<sup>21)</sup>で「積極的自由」に対して「消極的自由」と規定したのと同じである。だがボットモアが指摘したようにハイエクにしてもバーリンにしても彼らの自由についての考察は, あまりにも没歴史的であり抽象的である。

(1) もともと近代市民社会における「消極的自由」「……からの自由」は, 近代民主主義革命と資本制の社会の成立によって, それまでの共同体あるいは身分的拘束, 抑圧からの解放による自由として, 平等な人権の主体としての個人と「市民的・政治的諸自由」を

17) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, volume 1: Rules and Order, 1973. (矢島釣次・水吉俊彦訳『法と立法と自由Ⅰルールと秩序』春秋社, 『ハイエク全集』第8巻, 第2章)。

18) 同上, 第5章。

19) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, volume 2: The Mirage of Social Justice, 1976. (篠塚慎吾訳『法と立法と自由Ⅱ社会主義の幻想』春秋社, 『ハイエク全集』第9巻, 第10章)。

20) 拙論『『新保守主義』について(1)』(『大阪経大論集』第194号, 1990年3月)を参照されたい。

21) I. Berlin, *Four Essays on Liberty*, 1969. (小川晃一・小池銈・福田歆一・生松敬三訳『自由論』みすず書房)。

たてまえとしては実現したのである。

つまり商品生産、商品交換の自由にたいして障害となっていた封建的な束縛を打ち破って、企業の自由、営業の自由、競争の自由、契約の自由、財産の自由、身体の自由および個人の居住の不可侵、移転・通信の自由、正当な裁判をうける権利、思想・良心の自由、言論・集会・結社の自由や参政権など、「市民的自由」「政治的自由」が成立した。

だが、このような「市民的自由」＝「社会的自由」は、資本主義社会では自由で平等な人格相互間の契約という、たてまえをとりながら、実質的には、資本による労働の搾取の自由でもあり、生産手段をもたない労働者はだれか資本家と雇用契約を結ばなければ生存できないという「強制」を受けている。だから、そこでは「市民的自由」はすべての国民に平等に適用されても、労働者の参政権、団結権、ストライキ権や婦人をつくめた一定の年齢以上のすべての国民の参政権を獲得するためには長いたたかいの歴史を必要としたのである。

(2) 「新保守主義」者ハイエクは、もちろんこのような資本主義社会における搾取とか「階級的個人」という概念はいっさい捨象する。労働者がだれか資本家と契約を結ばないかぎり生存できないという強制は強制とは認められない。それがだれか特定の人の意志による強制ではないからである。

したがってハイエクが自由を「他人の恣意的な意志による強制に服していない状態」(傍点筆者)と規定しているのは間違っている。なぜなら、そこでは資本主義制度による労働者にたいする強制、たとえば失業や過労死や環境破壊などは問題にならないからである。そして、また社会的抑圧を強制と意識するかどうかは、抑圧されている人びとの意識の水準に依存しているのである<sup>22)</sup>。

かくて現在の独占資本主義社会における搾取、「階級的個人」をいっさい捨象するハイエクは、そこでの商品＝資本関係とそれにとまなう「競争の強制法則」の中で、すさまじい「市場競争」をあらそう企業家や、「職場に憲法なし」と言われる「現代の経営」のもとで、「自由」な「自主的」な人間として、競争戦に立ち向うことを「強制」されている「会社人間」としての労働者の行動を、おしなべて抽象的に「発見的方法としての競争 competition as a discovery procedure」<sup>23)</sup>、「カタラクシー」と規定するのである。それはまさに「ガレー船の漕刑囚のように……偏狭な利害にくくりつけられている」<sup>24)</sup>「低劣な唯物論」<sup>25)</sup>、「抽象的唯物論」であり、ハイエクはそれに「慣習」や「一般的規則 general rules」としての「ノモス」や「運命」という「抽象的唯心論」を対置するのである。「自由とは、われわれの運命をわれわれが制御できない諸力にある程度まで委ねてしまうこと

22) ここでの自由論については中野徹三『マルクス主義と人間の自由』1977年(青木書店)および栗田賢三『マルクス主義における自由と価値』1975年(青木書店)に多くを得ている。

23) Hayek, *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, 1978, p. 179.

24) マルクス『木材窃盗取締法にかんする討論』1842年(『マルクス・エンゲルス全集』大月書店、第1巻、151ページ)。

25) 同上、172ページ。

を意味する]<sup>26)</sup>。

(3) ハイエクには「消極的自由」「……からの自由」＝「社会的自由」を実現するためには人類の長いたたかひの歴史を必要としたという観点がまったくない。だからハイエクは、この「消極的自由」「社会的自由」を自覚し、たたかひ抜くためには、自分たちの人間的諸能力を全面的に実現しようという、自己実現としての自由への要求、すなわち「積極的自由」「……への自由」が前提され、そしてそれらを実現するための諸条件を科学的に明らかにしなければならないという観点をまったく持っていない。

反対にハイエクは「積極的自由」を「われわれの願望の実現にたいして障害のないこと」だと解釈して、それは「権力としての自由 liberty as power」への転換をもたらすと批判する<sup>27)</sup>。人間の理性、科学の力によって設計された「つくられた秩序」、特定の目的によって「組織」を導く「法 Gesetz」（ハイエクはこれを「ノモス」に対して「テシス thesis」と規定する）は自由を破壊すると批判する。「科学的知識」によって全体を管理しようとする「エコノミー economy」（ハイエクは「カタラクシー」に対してこう規定している）が「自由競争」を否定し、容易に「全体主義」「独裁政治」に転化すると批判するのである。

そしてこのような観点に立つかぎり、ハイエクが近代の民主主義思想の伝統、啓蒙主義、ルソー、ヘーゲルそしてマルクスを否定し、またファシズムも社会主義も福祉国家も民主主義も押しなべて「隷従への道」だとして否定するのは当然の帰結なのである。

#### 四

実際ボットモアが言うように「ハイエクが与えているものは、分析ではなくて、弁護であって、それも、階級構造を含む資本主義社会の構造、資本主義の歴史的発展、そして近代社会に見いだされる様々な種類の自由と個人主義の性格と程度についての経験的な考察にかんする関心の完全な欠如によって、特に顕著である」<sup>28)</sup>。

(1) たとえばハイエクは自分の主張の論拠として常に、ざっと200年以上の前ヒューム、スミス、ファーガソンやバークを持ちだし、これに図式的に「合理主義」者、「設計主義」者ホブスやフランス啓蒙主義者ヤルソーを対置する。

けれどもホブスからスミスにいたる過程は封建社会を変革して市民的原理が確立されていく段階から、産業資本主義社会への転換期であり、それに市民的原理の思想的確立が市民革命をいち早く達成したイギリスで行われたのは当然であった<sup>29)</sup>。まずホブスは道徳を封建的権威から解放して近代的個人の内面から築きあげられるものとしたが、近代的個人の力がまだ弱く自分で自然法秩序をつくり出せなかった当然の段階では、道徳は絶対

26) Hayek, Law, Legislation and Liberty, volume 2. (前掲, 46)。

27) Hayek, The Constitution of Liberty. (前掲, 『ハイエク全集』第5巻, 29ページ)。

28) Bottomore, Theories of Modern Capitalism. (前掲, 100ページ)。

29) 以下の展開については水田洋『アダム・スミス研究』1968年(未来社), 『近代思想の展開』1976年(新評社), 星野彰男『アダム・スミスの思想像』1976年(新評社)から多くを得ている。



主権の手に委譲された<sup>30)</sup>。

しかし市民革命を経たイギリスで市民的原理が確立され、政治権力に依存しない市民社会の自律的秩序が整うにしたがって、道徳は政治的権威から次第に解放されて、近代市民のみずからのうちに確立されてくる。ヒュームは、このような超経験的な自然権にもとづく市民革命を達成しようとする段階から、すでに形成されつつあるものとしての市民社会の段階において、「同感 sympathy」<sup>31)</sup>の原理を道徳哲学の基本に据え、人間と社会を、経験的・歴史的にとらえようとした。

そしてアダム・スミスは、このヒュームの「同感」の原理をさらに深化し、自然法思想の経験化を貫徹する。その故に星野彰男氏が的確に述べているように「モンテスキューやヒュームらの経験的・歴史的方法は、近代市民の自己主張としての自然法思想の超経験的・超歴史的性格とけっして矛盾するものではなく、歴史のなかで市民革命の過程において発現された市民社会思想の道徳と実践を歴史的事実として内包し是認するものであった」<sup>32)</sup>。かくしてアダム・スミスにおいて市民革命の道徳そのもの、実践そのものが、対象化され、客観化され、理論化されることができたのである。

だからまた19世紀の末、ドイツの経済学者や哲学者のあいだで行われた、いわゆる「アダム・スミス問題」論争、すなわち誤解されたスミスの『道徳感情論』と『国富論』の解釈にもとづいて、スミスが大陸旅行中にフランス唯物論者たちの影響をうけて前者の利他心の道徳哲学者から後者の利己心の経済学者に変化したのか否かという論争もあまり意味をもたないのである。それはせいぜい後進国ドイツの思想家にとって、近代的個人がそれ自体であたらしい秩序をつくるものとは考えず、秩序と対立するものと考えたことを示しているにすぎない。フランス啓蒙主義との関係にしても、周知のようにスミスはスコットランドの近代化を文化面で促進するための雑誌『エディンバラ評論』(1755—6年)の第2号(1756年)に、当時刊行されつつあったデイドロ(1713—84)とダランベール(1717—83)による『百科全書』(1751—66)とルソーの『人間不平等起源論』(1755年)、ヴォルテールの『シナの孤児』(1755年)をフランス文化の最高の業績として推奨している。

このように見てくればハイエクが彼の恣意的な単純な図式によって、ホッブスやフランス啓蒙主義者やルソーとモンテスキューやヒューム、アダム・スミスと対立させる論法が、いかに脱歴史的であり、主観的なものであるか明白であろう。ことにハイエクがヒュームについての論文で、ヒュームの政治思想や法思想がアダム・スミスの著作の基礎になっており、同時に「パークの政治哲学は一般に認められているよりもずっとヒュームに近いし、ヨリ直接的にヒュームに負っている」<sup>33)</sup>という、ヒューム、スミスとパークを同質化する

30) ホッブスとルソーについては拙著『社会倫理思想史』1972年、新泉社、第1章「ホッブス」、第2章「ルソー」を参照されたい。

31) D. Hume, A Treatise of Human Nature, 1739. (大槻春彦訳『人性論』岩波文庫、第4分冊)。

32) 星野彰男『アダム・スミスの思想像』前掲、78ページ。

33) Hayek, "The Legal and Political Philosophy of David Hume", 1963. (ハイエク『市場・知識・自由』前掲、所収、142～3ページ)。

ような解釈はおよそ見当ちがいであろう。

なぜなら水田洋氏がいうように「スミスがあたらしい社会の調和を発見したとすれば、バークは、まさにその社会を基礎とする、保守主義者だったのである」<sup>34)</sup>。『フランスにおける革命の省察』のなかでバークがいう「時効 prescription の教説」<sup>35)</sup>の思想は、ながく存在していたものは、そのことだけで一般的な承認をえたのであり、したがって歴史的伝統はそのまま絶対的であろうという考え方である。これが経験論の保守的形態、手ばなしの現実肯定であることは明らかであるが、しかしこのような考え方が現実から遊離した抽象にすぎないことは言うまでもないであろう。

(2) なおハイエクを問題にする場合、よくアダム・スミスの「自由競争」論への回帰がいわれるのでこの点についてふれておこう。スミスが『国富論』(1776年)を出版したのはアメリカ独立革命の年であり、彼の思想は名誉革命体制と結びついていた。それは産業革命がはじまった市民社会の成熟期、産業資本主義社会への過渡期である。労資の対立は、そこではまだ明白ではない。

スミスにとって市民社会は、封建的な抑圧からの個人の自由で平等な社会であった。スミスが『道徳感情論』(1759年)<sup>36)</sup>の中で中核とした「同感」の概念は、それぞれ独立自由に自己の利益を追求している、平等な市民のあいだに成りたつ冷静な人間関係の分析であって、そこでは自分と同様に他のすべての人も、それぞれ自己の利益を追求する権利をもつことの是認が基本的な前提になっている(スミスはそれを「適宜性 propriety」と言う)。人は他人に対して、それ以上に「同情 compassion」的である必要はなく、また他人からそれ以上の「同情」を期待することはできない。

つまりスミスにとっては、さまざまな「徳性 virtue」のなかでもっとも重要なのは、「慈愛 benevolence」ではなくて「正義 justice」つまり「適宜性」であり、そして正義は「消極的な徳性」以上ではない。スミスが、人間の情念や行動の社会的基準と考えているのは、このような「見知らぬ人びと stranger」の集団の「同感」なのであり、よく知りあった小集団(いわゆるシンパサイザー)の「同情」ではない。そこでは各人は相互に、彼らのあいだでの宗教的な相違にかかわりなく、契約をむすび、実行しているのである。これは、西ヨーロッパ民主主義の原型として、いまだ階級分化をもたない、諸個人の等質的な市民社会像である。

だがハイエクは、市場の自由のなかから資本と労働との階級対立が生まれ、資本の競争のなかから生まれた独占的抑圧が民主主義的自由を否定している現在の独占資本主義社会のなかで、「個人的自由」や「自由競争」「市場競争」「自立・自助」を説くのであり、これは言うまでもなく戯画か虚為にすぎない。この点レーニンが独占資本主義の時代にア

34) 水田洋『アダム・スミス研究』前掲、230ページ。

35) E. Burke, Reflections on the revolution in France, 1790. (水田洋『フランス革命についての省察』中央公論社、230ページ参照)。

36) Adam Smith, The Theory of Moral Sentiments, 1759. (水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房、参照)。周知のようにスミスは生存中6版まで出している。

ダム・スミスを適用するような「ブルジョア文筆家」にたいして述べている次の主張は正当であろう。「ブルジョア文筆家は、競争、私的企業心その他資本家と資本主義制度のすばらしい長所や魅力を賛美した言葉を、紙の山ができるほど書きちらしてきたし、いまでも書きちらしている。……ところが実際には、資本主義は、競争が企業心、活動力、創意の大胆さを、かなり広い範囲につちかうことのできた、独立した小商品生産を、ずっと昔に大規模工場生産、株式企業、シンジケート、その他の独占体に代えてしまったのである。このような資本主義のもとでの競争は、住民大衆、その大多数、勤労者の9割9分の人びとの企業心、活動力、大胆な創意にたいする、これまで聞いたこともないほど狂暴な<sup>ついで</sup>圧迫を意味しており、また社会の上層では金融上の<sup>ついで</sup>ぺてん、専制、お追 徒が競争に代ったことを意味している」<sup>37)</sup>。

したがってハイエクはスミスと同様、「一般的規則」や「正義」を「消極的」な概念として重視するのであるが、両者が意味するところはまったく異なる。スミスにとっては、それは封建的な抑圧から自由平等な個人の等質的な市民社会であり、正義の世界は等価交換の世界、適宜性の世界が成立すれば、積極的存在理由をもたなくなるという意味で消極的なものであり、それ自身民主主義的な性格をもっていた。だがハイエクにおいては市場支配の最大化をめざして、独占体相互が、はげしく競争する盲目的な世界、弱肉強食の世界であり、なにが正義であるか客観的に論証できない、単なる「反証可能性 falsifiability」<sup>38)</sup> (後述)の世界として消極的なものである。ハイエクにとっては社会の特定の結果について、社会全体からそれを「正しい」とか「正しくない」とかいう「社会的正義 social justice」「配分的正義 distributive justice」という概念は自由社会を破壊するものである。それは社会主義や福祉国家論や民主主義が共通にもっている、いわゆる「設計主義的合理主義 constructivist rationalism」の誤りであるという。ハイエクにとっては自由と平等、民主主義とは、ある点では敵対的でさえある要素をもっているのである<sup>39)</sup>。彼は『隷徒への道』では、とくに社会主義を、『自由の条件』では、とくに福祉国家を、そして『法と立法と自由』では、とくに民主主義を攻撃している。

(3) 以上のようにハイエクの自由論をめぐって検討してきたとき、私は「ヒューマニズムと一致する唯物論」の見地から次のようにまとめることができるであろう。

まず第一に、さきに述べたように、近代の民主主義革命と資本主義社会の形成は、国家やその他の権力の抑圧からの解放による平等な諸個人の市民的・政治的自由をたてま<sup>え</sup>として実現した。しかしそこでのブルジョワ民主主義の思想においては、原理的には、個人の「……からの自由」「消極的自由」以上の自由は存在し得ないということである。

第二に、例えば水田氏が「自己愛と同感の個人主義者」アダム・スミスと「各人の発達が他の各人の発達の条件であるような、共産社会」についてかたっているカール・マルク

37) レーニン「競争をどう組織するか？」(『レーニン全集』大月書店、第26巻、215ページ)。

38) Hayek, Law, legislation and Liberty, volume 2. (前掲、64ページ)。言うまでもなく、これはカール・ポパーの哲学の中心的な概念である。

39) ハイエク『市場・知識・自由』前掲、140ページや239ページなど参照。

スとの継承関係について述べている<sup>40)</sup>ように、私たちが継承し発展すべき、民主主義の伝統と、ハイエクのような独占資本主義社会における商品＝資本関係にもとづく「競争の強制法則」のダイナミズムのなかで、「物象化」された「個人的自由」＝「低劣な唯物論」とを区別する必要があることである。

したがって、第三に現在における私たちの課題は、労働過程はじめ社会生活のすべての領域において、巨大化している資本や国家権力によるさまざまな社会的・精神的抑圧からの自由、したがってこの抑圧とのたたかひの自由、そのための団結と連帯の自由を拡大することである。「労働の領域」と「非労働領域」（家族、学校、地域社会、マス・メディア、環境など）における民主化のたたかひ、労働運動、平和運動、エコロジー運動、民族運動、婦人運動、学生運動、消費者運動など多様な大衆運動のネットワーク化、まさにこのような自分たちの人間的諸能力を全面的に実現しようという、自己実現としての自由＝「積極的自由」への努力なしには現在、人間の解放の主体的条件は形成されないということである。

要するに人間の自由の問題は、社会的抑圧からの解放としての社会的自由（「消極的自由」「……への自由」）との統一であり、そしてこの人間の自由を実現するための諸条件についての科学的探究である。言いかえれば、それは社会的自由と諸個人の自己実現の自由が分裂している「抽象的唯物論」に対する、反省と批判と実践的揚棄の中で「ヒューマンイズムと一致する唯物論」を貫徹することである。私たちの目標は、「各人の自由な発展が、万人の自由な発展の条件であるような一つの連合社会」<sup>41)</sup>である。

問題はつぎに、その多くをカール・ポパーに負っているハイエクの哲学について検討することである。

## 五

ハイエクは「反・合理主義 anti-rationalism」, 「批判的合理主義 critical rationalism」の立場から、「設計主義的合理主義 constructivist rationalism」を批判し、後者を「客観主義 objectivism」, 「集団主義 collectivism」, 「歴史主義 historicism」と規定した。「この客観主義の傾向は、『社会』とか『経済』, 『資本主義』(ある与えられた段階としての), ある特定の『産業』, 『階級』, 『国』といった『全体』を、明確に与えられた対象として取り扱い、これらの動きを全体として考察することによってそこに幾つかの法則を発見できるというものである」<sup>42)</sup>。

だがハイエクによれば、上述の「正義」もそうだが、「社会」とか「経済」とか「資本主義」とか言う「集合的存在」は客観的存在ではなく、「観察される個々の現象の結びつきを説明するために一般の人びとが意識の中で構成した、仮の理論、モデルにしか過ぎな

40) 水田洋『社会思想の旅』1975年、新評論、351ページ。

41) マルクス・エンゲルス『共産党宣言』（『マルクス・エンゲルス全集』前掲、第4巻、496ページ）。

42) hayek, *The Counter-Revolution of Science: Studies on the abuse of reason*. (佐藤茂行訳『科学による反革命—理性の濫用』木鐸社、69ページ)。

い」<sup>43)</sup>。彼にとっては、すべての人間の知識は「消極的 negative」なものにすぎないのである。

けれども、個々の現象から構成すると言ってもハイエクは「帰納主義」に立つわけではない。この点ハイエクは同じくウィーン生まれで、ユダヤ人であり、論理実証主義から独自の「批判的合理主義」を提唱したカール・ポパー<sup>44)</sup> から多くの影響をうけている。1967年のハイエクの論文集『哲学・政治学・経済学研究』がポパーに捧げられていることは、さきにふれたが、すでに36年ごろ、ハイエクの論文集『科学における反革命』（1952年出版）と同じ問題意識に立って書いているポパーの有名な『歴史主義の貧困』<sup>45)</sup>（1956年出版）はLSEのハイエクのセミナーで報告されていた。ポパーのニュージーランド、カンタベリー大学への亡命（1937）や彼の本の出版について、そして45年LSEへのポパーの赴任などについてハイエクはいろいろと援助の手をさしのべている。

(1) ポパーは彼の批判的合理主義の立場から社会思想を「方法論的唯名論 *der methodologische Nominalismus*」と「方法論的本質主義 *die methodologische Essentialismus*」とに分ける。そしてプラトン、アリストテレスからヘーゲル、マルクス、さらに今世紀に入ってマンハイムやフランクフルト学派マルクス主義者にいたるまで、そこに「本質主義」があるとして批判する。彼によればこのような理論は「形而上学的」「独断論的」な理論であり、「開かれた社会」「自由社会」の「敵」である<sup>46)</sup>。

しかしポパーは同時に実証主義の一般的見解である帰納的思考に反対する。「論理的視点からすれば、単称言明から普遍言明を推論することは、どんなに多くの単称言明をもってしても、とうてい正当化されない。……いかに多くの黒いカラスの事例をわれわれが観察したにしても、このことは、すべてのカラスは黒い、という結論を正当化するものではない」<sup>47)</sup> とポパーは言う。

(2) こうして彼が提唱するのが「仮説演繹法 *hypothetice-deductive method*」であり、「反証可能性 *falsifiability*」の基準である。「私は、科学的理論はけっして完全に正当化または実証化できないが、それにもかかわらずテストできるものだ、と主張する」<sup>48)</sup>。つまりポパーによれば経験科学を形而上学と区別する基準は、体系の「実証可能性 *verifiability*」

43) 同上, 70ページ。

44) ポパーの経歴については自伝 *K. Popper. Unended Quest; An Intellectual Autobiography*, 1976. (森博訳『果てしなき探求——知的自伝』岩波現代選書) を参照されたい。

45) *K. Popper, The Poverty of Historicism*, 1956. (久野収・市井三郎訳『歴史主義の貧困』中央公論社)。

46) *K. Popper, The Open Society and its Enemies*, 1945. (内田詔夫・小河原誠訳『開かれた社会とその敵』未来社) や *T. Adorno, H. Albert, R. Dahrendorf, J. Habermas, h. Pilot, K. Popper: Der Positivismusstreit in der deutschen Soziologie*, 1969. (城塚登・浜井修訳『社会科学の論理』河出書房新社) など参照。

47) *K. Popper, Logik der Forschung*, 1934. なおポパーはこの英訳増補版を *The Logic of Scientific Discovery*, 1959. として出版した。邦訳は後者を中心に行われている (大内義一・森博訳『科学的発見の論理』恒星社厚生閣, 上, 30ページ)。

48) 同上, 54ページ。

ではなく「反証可能性」であり、理論が裏づけられたといえるのは、それを支持するような諸事象が見出せた場合であるよりも、むしろそれを反駁（反証）するような諸事象が見出せない場合にかぎるのであり、その場合でも正当性の是認は暫定的なものにとどまるのである。

理論がポジティブな意味で一挙に選択できず、経験的テストを通じてただネガティブな意味で（消去法的に）選択しうるにすぎないのであれば、経験科学が経験科学でありうる決定的条件は、その理論が公的なテストによって反証できる可能性をもっているということであり、一切の理論の容認はすべて暫定的なものであり、したがって諸理論はつねに仮説にとどまるということである。「科学は確実な、あるいは十分に確定された言明の体系ではない。究極の状態に向かって絶えず前進していく体系でもない。われわれの科学は真<sup>エビステメ</sup>知ではない。それは、真理にあるいは確率といったその代替物にさえ、到達したとは決して主張することができない」<sup>49)</sup>とポパーはいう。

そして、そこからポパーは「批判的合理主義」の科学的態度を支える「合理主義とは喜んで批判的議論を傾聴し経験から学習する態度である」<sup>50)</sup>ことを強調し、それは支持できぬ理論に固執してアド・ホックな言い抜けによってその生命を救おうとするのではなしに、自他の理論をきびしい生存闘争の火にさらし、誤りを通じて学ぶ「終りが無い化学のゲーム」<sup>51)</sup>であるという。ポパーは「私がいっているのは、正確にいて、決して集団主義的理論ではなく、間個人的 inter-personal 理論である」<sup>52)</sup>と規定し、こうして「批判的合理主義」は次のような政治的要求と固く結合されているというのである。

「その政治的要求とは、人道主義的な意味での実践的社会工学——もちろん、ピースミール（漸次的）な工学——の要求であり、『科学』によるのでもなく、擬似合理的権威であるプラトン風の権威によるのでもなく、自らの限界を心得ているから他人を尊重するし、うぬぼれて他人を強制することのない——幸福へさえ強制することのない——ソクラテスの理論による、社会の合理化、自由のための計画、とその理性によるコントロールの要求である」<sup>53)</sup>。

あとで述べるようにポパーの主張のなかには随所に傾聴すべきものが多い。しかし彼の「反証可能性」の基準や「仮説主義」からは、彼自身がいうように積極的なものは何も得られないであろう。すべての理論が仮説であるかぎり、われわれがより真理に近似する理論にむかって前進することを保証するものは、なにもないことになる。反証可能な理論の推測とその反駁に専念する否定的方法だけでは真理は決して到達できないものという消極的意義しかでてこない。事実ポパーも後の『推測と反駁』（1963年）<sup>54)</sup>以後には、理論の確

49) 同上、下、344-5 ページ。

50) Popper, *The Open Society and its Enemies*. (前掲、第2部、207ページ)。

51) Popper, *The Logic of Scientific Discovery*, (前掲、上、64ページ)。

52) Popper, *The Open Society and its Enemies*. (前掲、第2部、209ページ)。

53) 同上、220ページ。

54) K. Popper, *Conjectures and Refutations*, 1963. (藤本隆志、石垣壽郎、森博訳『推測と反駁』法政大

証の役割を積極的に認めるようになる。

そしてこのように見てくれば読者はハイエクが「設計主義的合理主義」による「つくられた秩序」を批判し、無数の個人の分散した知識による「自生的秩序」を説き、また「積極的自由」や「社会的正義」を批判して、「消極的自由」や「消極的」な概念としての「正義」を主張するとき、そこでのポパーとの共通性を認めることができるであろう。

ついでポパーとハイエクとの間にある重要な相異点についての考察は後にまわして、両者の思想がもつ欠陥を「ヒューマニズムと一致する唯物論」の立場から明らかにしておきたい。ここではマルクスの『フォイエルバッハに関するテーゼ』(1845年)<sup>55)</sup>を中心に検討していこう。

## 六

(1) ポパーにしても、ハイエクにしても、まず、そこでの誤りは、人間は単に「知識の活動」としてのみ取り扱い、「感性的・人間的な活動、実践として、主体的にとらえない」(第1テーゼ)ところにある。ここから、ただ意識の基礎に物質が前提される(主体の物質性、とくに身体)ことによって、はじめて定立される、意識から独立な客観的実在が否定されることになり、また認識と対象の照応・不照応を実践的に確認することが出来るといふことも否定されてしまうことになる。

だからそこでは「あらゆる社会的生活は本質的に(対自然=対他者的に)<sup>56)</sup>実践的である」(第8テーゼ)という視点が欠落しており、そこで掲げる「抽象的個人」は「ある特定の社会形態」(第7テーゼ)に属していることが意識されない。結局、彼が立っている地平の絶対化にすぎなくなる。

(2) もちろんポパーやハイエクがいうように社会や歴史には「繰り返し現われる事象」というような法則は存在しない。なぜなら、そのような事象は「他の条件がひとしい」という前提がなければならぬが、社会や歴史には、そのようなことはありえないからである。また彼らがいうように無数の「あらゆる現象のすべて」「全体」を把握することなど決してできないのはあたりまえのことである。

「ヒューマニズムと一致する唯物論」の立場、「新しい唯物論」(第10テーゼ)の立場は、「ブルジョア社会」(「古い唯物論」「抽象的唯物論」の立場)を「実践的に批判的な」(第1テーゼ)活動の対象とし、「ブルジョア社会」の実践的揚棄としての「人間的な社会」、つまり「共同=社会的 gesellschaftlich な人類(人間性)」(10テーゼ)として現われる社会を実現することである。「ヒューマニズムと一致した唯物論」は、かかる立場に立つことによって、多様な現象のなかから一定の法則性を把握した。実戦的課題意識なしには法則性

学出版局)。なおこの書はハイエクに捧げられている。

55) マルクス「フォイエルバッハにかんするテーゼ」1845年(『マルクス・エンゲルス全集』前掲、第3巻、3-5ページ)。なお以下の点については田畑稔「広松渉とマルクス『唯物論』」(『季報・唯物論研究』19・20号、1985年12月)参照。

56) なお、この点については拙著『現代思想の焦点』(勁草書房)60-1ページを参照されたい。

はみえてこない。「実践的に批判的な」活動を否定する「哲学者たち」は対象的现实としての「ブルジョア社会」やそこにおける「孤立の人間としての個体」(第6テーゼ)を絶対的前提として、自分なりの「解釈」(第11テーゼ)を与えようとする。

だから私がここで社会や歴史の法則というのは、ポパーがいうような「歴史に宿命があるという信念」を持って「人間の歴史の行末を予測 prediction する」<sup>57)</sup>「歴史法則主義 historicism」ではない。マルクスにとっては歴史の法則は「宿命論」的なものとして、なにか「実体」的なものではないし、「無条件的な歴史的予言」<sup>58)</sup>(傍点筆者)「全体論」とはまったく無関係である。

さきに述べたようにポパーやハイエクは「批判的合理主義」に依って「反証可能性の基準」「仮説主義」の方法を提唱する。けれどもそこでは、もともと人間の認識過程を「実践から切り離された」(第2テーゼ)ものと見ず、実践の一モメントとして位置づけ、したがって「真理」概念も「思惟の現実性と力、此岸性」の問題、「実践的な問題」(第2テーゼ)としてみる視点が欠落しているのである。

(3) また、そこには意識の能動的な働きによって、現象と本質、個別性・特殊性・普遍性や分析と総合、帰納と演繹を分離せず、弁証法的に把握する観点がない。ポパーはヘーゲルやマルクスの弁証法的論理学は「いささかの根拠もない……不正確で不鮮明な語り方以上」<sup>59)</sup>のものではないという。

しかし、形式論理学と弁証法とが決して両立しえない関係でないことは、すでに論争ずみのことであるが、現在重要なのは形式論理の次元を超えて、物事をその全面的な連関と発展の見地において弁証法的に把握していくことである。たとえば形式論理でいえば、「普遍性」「特殊性」「個別性」は、類概念、種概念、個概念の関係として、内包と外延との「逆比例の法則」でつかまれる。つまり個概念は外延は狭いが内包は豊かであり、そしていっそう普遍的な概念になればなるほど外延は広くなるが内包は貧しくなると考える。ポパーやハイエクが考えている普遍性は、このような「抽象的普遍性」であり、法則や概念もそのように考えているのである。例えばハイエクが「つくられた秩序」「組織」のもとにただちに個人の自由の否定を考え、経済の計画化のもとにただちに全体主義を考えるのはその故である。

だが科学的認識の目標とするのは、普遍的であるゆえに、貧弱な内容しかもたない抽象的普遍性ではなく、個別性や特殊性よりも豊かな内容をふくんでいる「具体的普遍性」である。法則はこのような具体的普遍性をもつものであればこそ、特殊な場合や個別の場合に適用することができるのである。科学的な概念も単に普遍的なものだけを把握しているのではなく、また特殊なものや個別のものすべてを把握しているのでもなく、特殊なものや個別のものなかの本質的なものと結びついている普遍的なもの=具体的普遍である。

57) Popper, The Poverty of Historicism. (前掲, 1ページ)。

58) Popper, Conjectures and Refutations, (前掲, 625ページ)。

59) 同上, 585ページ。



(4) ポパーが人間の有限な経験からは「すべてのカラスは黒い」という普遍命題を証明することはできないと言ったのは形式論理的にはそのとおりであり、たしかに実証主義の欠陥の一面をついている。しかし科学的認識で問題になるのは、むしろ経験のつど、「このカラスは黒い」というように個別的なものを寄せ集め、追いかけていくといったようなことではなく本質をとらえる、法則をとらえるということなのである。

そしてこのような新しい科学的認識を発展させるためには思惟の能動性にもとづいて「仮説」を立てることが必要である。仮説は単なる思いつき、恣意的なものではなく、未知なるものに迫るために、主観的に構成されたものではあるが、同時に客観的な内容も持っている。それはポパーやハイエクのいうように、どこまでいっても仮説にとどまって理論にならぬものではない。

もちろん、ここで私たちは彼らがいう「反証可能性」がもっている重要性を軽視してはならないであろう。たとえば、『推測と反駁』の段階でポパーがいていることは従来のマルクス主義にとってたいへん教訓的であろう。「考えるりかなる出来事によっても反駁できないような理論は、科学的な理論と言えない。反駁不能ということは（人々がしばしば考えるような）理論の長所なのではなくして、その欠点である」<sup>60</sup>。「われわれが失敗から学ぶとき、たとえ知ることが——つまり、確実に知ることが——出来ないとしても、われわれの知識は成長している。われわれの知識は成長しうるがゆえに、ここでは理性が絶望する理由などあり得ない。そして、われわれが確実に知ることなどありえないがゆえに、ここでは権威を主張したり、自己の知識に慢心したり、ひとりよがりになったりする権利が誰にもないわけである」<sup>61</sup>。

(5) また科学的認識にとって大事なことは、単に帰納や演繹の方法にたよるだけでは不十分で、ヘーゲルが「類推 analogie」とか「理性の本能 der Instinkt der Vernunft」とかよんだ「構想力 Einbildungskraft」が不可欠だということである。「人々はあれこれの観察、否多くの観察をしたであろうが、すべての場合、すべての個を観察したのではない。帰納のこうした欠陥が類推へ導くのである。類推においては、一定の類に属する事物が一定の性質を持つということから、同じ類に属する他の事物もまた同じ性質を持つことが推理される。例えば、『人々はこれまでにあらゆる遊星においてこうした運動法則を見出した。ゆえに新しく発見される遊星も、おそらく同じ法則にしたがって運動するであろう』と言うとき、これは類推である。類推が経験科学において非常に重んじられているのは当然であり、またこの方法によって非常に重要な成果が達成されている」<sup>62</sup>。

具体的普遍性をもつ科学的認識は、したがって分析と総合、抽象、概括、帰納と演繹、類推などの手つづきの過程で形成されるのである。

そして最後にいま一度強調しておけば、このような弁証法的な認識過程は、あくまで実践の一モメントとして位置づけねばならないということ、真理性の基準も究極においては

60) 同上、63ページ。

61) 同上、「序文」。

62) G. W. F. Hegel, *Emzyklopädie*, 1817. (松村一人訳『小論理学』岩波文庫、下巻、173ページ)。

実践の問題だということである。いいかえればそれは反駁と確証をとおしての知識の進歩の過程である。それはどこまでも「開かれた体系」である。「生活、実践の観点」が、認識論の第一の、基本的な観点でなければならない。……そのさいに、実践の基準は事の本質を上げて人間のものな観念を完全に確証したり論破したりすることはできない、ということをおぼえてはならない。この基準もまた、人間の知識が『絶対者』に転化するのをゆるさないほどに『不確定的』であると同時に、観念論や不可知論のあらゆる変種との容赦ない闘争をおこなうにたりるほどには確定的である」<sup>63)</sup>。

## 七

だがここでふれておかねばならないのはポパーとハイエクの相異である。1946年初頭、ウィーン学団の主要メンバーで論理実証主義者ルドルフ・カルナップ（1891-1970）は、シカゴ大学からポパー宛に『開かれた社会とその敵』の出版を祝う手紙など文通しているが、そのなかでカルナップはポパーがなぜ、この本の冒頭に反動主義者ハイエクに深甚な「謝辞」を述べたりしているのか、ポパーが社会主義的と考えることは見当ちがいのかと書いている<sup>64)</sup>。

たしかにポパーとハイエクの間には今までのべてきたような共通性があるとともに、決定的な違いがある。この点ノーマン・バリーの次の指摘はあたっていると思う。少し長いが引用しておく。

「ポパーは科学的理論の質を証明するものはその予測力にあると強調する。科学は『より多くのことを教えてくれる理論、すなわち、より多くの量の経済的な情報あるいは内容を含む理論』を望ましいものとして特長づける。……しかしながら、ハイエクは……経済理論の機能は世界についての新しい情報を与えることではなく、古い、しばしば忘れさられている真理を強調することである」と主張するのである。「ポパーは広範な自由主義的伝統にくみしているが、他方、理論的には少なくとも、彼はハイエクよりも広い範囲の社会的実験や部分的工学を認めている。一般的な新古典派経済学的伝統に対するポパーの熱狂的な承認は、彼が社会的・経済的改革において自由放任 *laissez-faire* の自由主義者たちによって是認されるものよりも大きな役割を政府にゆだねようとするのを妨げることはなかった」<sup>65)</sup>。

たしかにハイエクは計画されたものではない社会秩序における個々人のルールを過去における伝統、慣習、価値など、既存のルールを背景として評価する。われわれは、人びとに広く受け容れられている伝統的価値の文脈をはなれてそれらのルールを評価することはできないといい、理性を過信して超越的に判断するようなやり方は幻想だという。

63) レーニン『唯物論と経験批判論』1908年（『レーニン全集』大月書店、第14巻、166ページ）。

64) W. W. Bartley, “Knowledge is a Product not Fully Known to its Producer”, 1984, (小河原誠焼く『ポパー哲学の挑戦』未来社所収、156ページ) 参照。

65) N. Barry, *Hayek's Social and Economic Philosophy*, 1979. (矢島釣次訳『ハイエクの社会・経済哲学』春秋社、54-5ページ)。

このようなハイエクの論調に比べれば、マルクスの「真理探究における誠実さと知的廉直さ」を率直に認め、資本主義体制の不正とそれを擁護する人びとの偽善とたたかい、被抑圧者を救済しようとするマルクスのヒューマニズムと正義感を高く評価する<sup>66)</sup> ポパーの論調ははるかに積極的である。ポパーは国家の目標を弱者を保護することにあると考え、政治がこの目標をより良く実現するためには「全体論 holism」あるいは「ユートピア主義 utopianism」ではなく「漸次的社会工学 piecemeal social technology」の形を取らねばならないという<sup>67)</sup>。つまり社会全体を一挙に変革しようとして、違った価値観をもつ人びとを異端視してしまうような専制的なやり方ではなく、価値観が違っていても、あくまでも合理的、理性的に、試行錯誤的に合意できる目標を漸次的に達成していくことである。これこそが民主主義的なやり方である。

ポパーはまた経済の領域の無制限の自由は、経済上の強者が弱者を思うがままに搾取する危険性を持っているゆえ、被支配者は政治的民主主義の制度を導入することによって、経済的民主主義を実現していくことを強調する。それは彼がスウェーデンの「社会民主党」を評価している<sup>68)</sup> ことを見ても、むしろ社会民主主義的である。

そして後に述べるように、現在ソ連、東欧の世界史的な激動のなかで共産党の一党独裁が否定され、プロレタリアートの独裁が否定され、人間主義的な、自由と民主主義的な多数者革命や平和的移行がいわれているときポパーのこのような主張は多くの重要な意味をもっているといえるであろう。

---

66) Popper, *The Open Society and its Enemies*. (前掲, 第2部, 81ページ参照)。

67) 同上, 122-5 ページ。

68) 同上, 133, 342ページ。